

「未利用口座管理手数料」について

株式会社宮崎銀行

弊行では、長期間ご利用がない口座を対象とする「未利用口座管理手数料」を導入させていただいております。

本手数料は、長期間ご利用のない口座の発生とその不正利用を抑止すると同時に、日頃から口座をご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を目的とするものです。

なお、本手数料は2年以上ご利用されていない普通預金口座（含む総合口座）および貯蓄預金口座を対象とするものであり、日常より入出金や口座振替などでお取引をいただいている口座が対象となることはございません。

「未利用口座管理手数料」の内容

項目	内容
対象口座の種類	すべての普通預金（含む総合口座）および貯蓄預金
未利用口座となる条件	2年以上、一度もお取引がない口座 【対象外となる口座】 ・残高10,000円以上の口座 ・定期預金や投資信託などの特約口座 ・お借入れの返済口座 等
未利用口座の取り扱い	(1) 対象となるお客さまには、当行に登録されているご住所に事前に文書にて通知いたします。 (2) 通知後一定期間経過してもご利用または解約がない場合に、未利用口座管理手数料を該当口座から引き落としいたします。 (3) 残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落としさせていただき、該当口座を個別に通知することなく自動的に解約いたします。 (4) 翌年以降も口座のご利用がない場合は本手数料の対象となり、新たに事前のご案内を送付することなく手数料の引き落としおよび残高不足の場合は口座の自動解約を行います。
手数料	年間1,320円（消費税込み）

次ページによくあるご質問・回答を掲載しておりますので、ご参照ください

【未利用口座に関するよくあるご質問】

1. 口座を解約したい場合、どのような書類・手続きをすればいいですか

最寄りの宮崎銀行営業店に以下の書類をお持ちください。

通帳（WEB口座を除く）、キャッシュカード、お届けのご印鑑、顔写真付きの本人確認資料

※通帳やキャッシュカード、印鑑が無い場合、顔写真付きの本人確認資料でお手続きが可能です。

2. WEB上でも口座解約の手続きができますか

当行ホームページからお手続きが可能です。ご利用できる条件がございますので、詳しくは当行ホームページをご覧ください。

【ご利用できるお客さま】

- ・個人のお客さまでキャッシュカードおよびメールアドレスをお持ちの方
- ・口座残高が千円以上1万円未満の方

※他行口座宛に解約金を振り込む場合は所定の手数料がかかります。

3. 口座を利用したいが、通帳・キャッシュカード・届出印がない場合、またはキャッシュカード暗証番号が分からない場合はどのような手続きをすればいいですか

最寄りの宮崎銀行営業店まで以下の書類をお持ちいただき手続きをお願いいたします。なお、お手続きに際しては所定の手数料が必要となりますのでご了承ください。

- ・本人確認資料（免許証やマイナンバーカード等）
- ・通帳・キャッシュカード（紛失されている場合は不要）
- ・届出のご印鑑（印鑑を紛失されている場合は新しいご印鑑）

【手数料】

- ・通帳再発行手数料 : 1,100円（税込）
- ・キャッシュカード再発行手数料 : 1,100円（税込）
- ・キャッシュカード暗証番号変更 : 1,100円（税込） ※暗証忘れの場合
- ・お届け印変更 : 無料

4. 本人は死亡しているが、どうすればいいですか

相続手続きをご希望の場合は、最寄りの宮崎銀行にご来店をお願いいたします。（通帳・届出印等あればお持ちください）。解約等の手続きをしない場合は、毎年1,320円（税込）を未利用口座管理手数料として引き落としさせて頂き、残高が1,320円未満になった時点で当該残高を引き落としさせて頂いた後、口座を自動的に解約させて頂きます。

5. なぜ未利用口座管理手数料を払わないといけないのですか

マネーローンダリング対策の強化が求められるなか、未利用口座は不正利用の原因になりやすいとされています。未利用口座の発生を抑えることで不正利用を抑止することを目的としております。

6. 口座残高0円であるが、そのまま利用しなければ口座が自動で解約になりますか

ご利用がない場合は、未利用口座確定日の翌月に、口座を自動で解約させていただきますので、口座が不要な場合は特段のお手続きは必要ありません。なお、口座残高1,320円以下であれば口座残高全額を手数料として引き落としの上、口座を自動的に解約させていただきます。1,320円以上の残高がある場合は、来年度以降毎年1,320円の手数料を引き落としさせていただきます、残高が0円になった時点で口座を自動解約いたします。

7. 未利用口座となる条件および手数料はいくらですか

2年以上ご利用のない普通預金（総合口座含む）および貯蓄預金で、残高1万円未満の口座が対象となります。定期預金等の特約口座や融資返済口座等は対象外となります。手数料は年間税込1,320円です。対象となる口座の残高が1,320円以下であればその口座の残高全額の引き落としとなりますので、対象口座の残高以上の負担はありません。

8. 今後のスケジュールを教えてください

- (1) 2024年6月30日までに口座のご利用があった場合
⇒手数料の引き落としおよび口座の自動解約は行いません
- (2) 2024年6月30日までに口座のご利用がない場合
⇒2024年7月初旬に手数料1,320円（税込）の引き落としを行い、残高が0円となった口座については手数料引き落とし以降順次口座の自動解約を行います

9. 宮崎銀行からの案内で間違いありませんか

専用サポートデスクや最寄りの宮崎銀行営業店までお問い合わせください。

10. 第3者の案内が届いた、同居していない親族等の案内が届いたがどうすればいいですか

大変お手数ですが、最寄りの宮崎銀行営業店もしくは郵便局への持ち込みをお願いいたします。同居していないご親族等への案内が届いた場合はご転送をお願いいたします。

11. 県外に住んでおり近くに宮崎銀行の店舗やATMがない場合はどのように利用すればいいですか

入出金の場合はコンビニATM等で利用可能です(手数料がかかる場合がありますのでご注意ください)。口座解約については、当行ホームページからのWEBでの受付ができます(但し、ご利用できる条件がありますので、ホームページ上で確認をお願いいたします)。

12. 本人は入院等で窓口来店ができないが、代理で口座解約の手続きができますか

ご来店が難しい場合は当行ホームページからご解約の手続きが可能です。対応可能な条件もございますので、ホームページ上で確認をお願いいたします。条件に合わずホームページからの解約ができない場合は最寄りの宮崎銀行営業店までご相談ください。

13. 記載のない他の口座の状況を知りたい場合はどうすればいいですか

電話でのお問い合わせはできませんので、恐れ入りますが、本人確認資料をご準備いただき、最寄りの宮崎銀行営業店までご来店ください

14. この口座に見覚えがないのですが、口座の開設日および最終の利用日は教えてくださいか

口座開設日や最終のご利用日についてはサポートデスクまでお問い合わせください。
その際はお手元に送付された封書をご用意ください。

15. 氏名や法人代表者、団体代表者が変更となっているがどうすればいいですか

変更のお手続きが必要になりますので、最寄りの宮崎銀行営業店へご相談・ご来店をお願いいたします。

16. 手数料の引き落とし前、引き落とし後、口座自動解約後に通知はありますか

ご通知は本案内が最後となります。そのままご利用がない場合は記載の期日に手数料の引き落としおよび口座解約を行いますのでご了承ください。

17. 自動解約したあと、通帳やキャッシュカードは自身で処分していいのですか

自動解約されたあとの通帳やキャッシュカードはご利用できませんので、ご自身で裁断等していただきますようお願いいたします。

18. 通知物等は送付しないように伝えていたのですが送付されました

今回のご案内は、未利用口座管理手数料の引き落としをお知らせする内容となっております。大切なお知らせのため、対象先全先にご案内させていただいております。

19. 口座の不正利用、盗難等は保障されますか

保障される場合もありますので、不正利用等された場合は営業店までご相談ください。

20. 通帳記帳したがいっぱいになった。繰越するにはどうしたらいいですか

繰越可能な ATM での繰越、または営業店窓口まで通帳をお持ちください。

21. 手数料引き落とし後に口座を利用したら手数料は返してもらえますか

手数料引き落とし後に口座をご利用になった場合は手数料をお返しすることはございません。
未利用口座確定日までに口座のご利用をお願いいたします。

22. 別の口座は使っているのに、この口座は未利用口座になるのですか

未利用口座の対象の判定は口座ごとに行っておりますので、他の口座をご利用の場合でも未利用の別口座ある場合は対象となります。

23. 未利用口座の対象となる口座は、制度を開始した以降に新規開設した口座のみを対象としている金融機関もあるようですが、宮崎銀行はなぜ従来からの口座も対象とするのですか

従来からの口座も対象とすることで、長期間ご利用のない口座の発生とその不正利用を抑止すると同時に、日頃から口座をご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上のため、従来からの口座も対象とさせていただいております。

24. 口座を解約、または利用したが封書が届いた

2023年12月末を基準日として対象口座をお持ちのお客さまへ通知を送付しております。口座の解約、ご利用後に封書がお手元に届きました際は、ご容赦いただきますようお願いいたします。